

情報ランド



募 集

体育指導委員を公募します

市では、スポーツに深い関心と理解があり、市民に対してボランティア精神と熱意を持ってスポーツの指導・助言をできる方を募集します。

応募資格

18歳以上の市民（学生不可）

募集人数

若干名

任期

平成20年度～21年度

報酬

年額20,000円

(予定)

職務内容

月1回程度の定例会、学校・公民館などからの依頼によるスポーツ行事の協力、市民の求めに応じたスポーツの実技指導、必要な知識と技術を習得するための各種研修会の参加

応募方法

平成20年1月31日までに申込用紙を提出

☆詳細は、七尾市ホームページ参照
※お問い合わせは
スポーツ振興課 ☎53-8436

観光ボランティアガイド募集

市の観光資源や文化・歴史などに関心がある方で、観光客に青柏祭「か山」を案内できるボランティアガイドを募集します。

☆応募者を対象に事前研修会があります。

※お申し込み・お問い合わせは

七尾市観光協会

(七尾市産業部観光交流課内)

☎53-8424



市の人口

平成19年11月30日現在

		先月比較	
世帯	21,925世帯	(△ 9)	
人口	61,257人	(△ 62)	
男	29,022人	(△ 31)	
女	32,235人	(△ 31)	
転入	73人	転出	107人
出生	29人	死亡	59人

平成19年度市営住宅

入居者募集(随時募集)

募集住宅・家賃

・中島住宅(中島町中島地内)

約20,800円～43,500円

空家1戸

・桜林住宅(中島町中島地内)

約10,000円～16,900円

空家2戸

・代本住宅(中島町中島地内)

59,000円、62,000円

空家2戸

募集期間

1月7日(月)～1月17日(木)

募集条件

詳しくは、お問い合わせください。

☆一世帯一住宅の申し込みとします

申込有効期間 3月31日まで

※お申し込み・お問い合わせは

建築住宅課 ☎53-8429

中島市民センター ☎66-1111

納税のお知らせ

市県民税 4期

国民健康保険税 7期

☆納期限は1月31日(木)です。

愛の献血

今月はお休みです。



相 談

女性のための再就職相談会

開催日時

第2・第4金曜日
13:30～16:30

開催場所

ジョブカフェ石川能登サテライト
(駅前ミナ・クル3階)

☆相談は予約制となります。

☆毎月第2回目の開催日には、ハローワーク七尾からの出張職業紹介も受けられます。

当面の日程

1月11日(金)、25日(金)

2月8日(金)、22日(金)

3月14日(金)、28日(金)

※お問い合わせは

ジョブカフェ石川能登サテライト

☎53-7070



くらし

石川県最低賃金改正のお知らせ

平成19年10月21日から、石川県最低賃金が時間額662円に改正されました。詳細は、石川労働局にお問い合わせください。

※お問い合わせは

石川労働局労働基準部賃金室
☎ 076-265-4425

給与支払報告書の提出はお早めに

平成19年中に給料などの支払いをした事業所は、給与支払報告書(1人につき2部)に総括表を添え、お早めに提出してください。パート、アルバイト、臨時雇い、季節従業者中途退職された方についても、提出にご協力をお願いします。

特別徴収(給与天引き)をしていない事業所は、1期あたりの負担額が少なくても特別徴収(年12回払)への移行をぜひご検討ください。
提出先 七尾市役所税務課
(郵便、信書便可も可)

※お問い合わせは

税務課
☎ 53-8412



税の申告に関するお知らせ

雑損控除申告説明会を開催します

能登半島地震によって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告を行うことにより、雑損控除として所得税や市・県民税の軽減または免除を受けることができる場合があります。

説明会は、雑損控除額の計算が中心になります。詳しくは、班回覧チラシの「雑損控除申告説明会開催のお知らせ」をご覧ください。

※お問い合わせは 七尾税務署 ☎52-9336、七尾市役所税務課 ☎53-8412

開催日時		会場
1月21日(月)	9:30~12:00	田鶴浜農村環境改善センター 多目的ホール
	14:00~16:30	中島市民センター 多目的ホール
1月23日(水)	9:30~12:00	七尾市役所2階 201会議室
	14:00~16:30	
1月30日(水)	9:30~12:00	田鶴浜農村環境改善センター 多目的ホール
	14:00~16:30	中島市民センター 多目的ホール
1月31日(木)	9:30~12:00	七尾市役所2階 201会議室
	14:00~16:30	

～公的年金受給者の方へ～ 年金申告説明会を開催します

平成19年中の収入が公的年金等のみの方を対象に、ご自分で確定申告書を作成(自書申告)していただくための説明会を開催します。公的年金を受給されたときは雑所得になりますが、「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額が記載してある場合は、確定申告で清算することになります。説明を受けながら申告書を作成していただきますので、開始時間までにお越しください。

持参するもの

①筆記用具・電卓・印鑑、②税務署から郵送されてきた確定申告書、③平成19年分公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)、④国民健康保険、介護保険の支払額がわかるもの及び国民年金の控除証明書、⑤生命保険料、地震保険料、損害保険料(長期分のみ)の支払証明書、⑥医療費控除を受ける方→医療費等の領収書(平成19年中のもの)、⑦障害者控除を受ける方→障害者手帳等、⑧還付となる場合→還付金の振込先口座のわかるもの(通帳等)

開催日時		会場
2月1日(金)	10:00~12:00	田鶴浜農村環境改善センター 多目的ホール
	14:00~16:00	中島市民センター 多目的ホール
2月8日(金)	10:00~12:00	フォーラム七尾4階 大ホール (市役所前駐車場も利用できます。)
	14:00~16:00	
2月12日(火)	10:00~12:00	
	14:00~16:00	

☆農業所得等の年金以外の所得がある場合や能登半島地震による雑損控除を受けようとする方は、2月18日(月)から始まる申告会場にお越しください。

※お問い合わせは 七尾税務署 ☎52-9336、七尾市役所税務課 ☎53-8412

申告をお忘れなく！ 市役所への申告により、市・県民税が減額される場合があります。

対象となる方

1. 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成20年度の市・県民税の所得割額から控除できます。

☆ **申告期限** 平成20年3月17日まで

2. 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

所得税率の変更による税負担の軽減は受けず、市・県民税率の変更による税負担の増加のみを受ける方は、納付済の平成19年度分市・県民税額から、増額となった相当額を還付します。

☆ **申告期間** 平成20年7月1日～31日まで

※お問い合わせは 七尾市役所税務課 ☎53-8412